



令和 6 年度魚津市低所得者支援給付金
(2 万円 / 18 歳以下の児童 1 人につき) のご案内

- この給付金は、「令和 6 年度魚津市低所得者支援給付金 (3 万円 / 1 世帯)」の対象世帯において、同一世帯内で扶養されている 18 歳以下の児童がいる場合、児童 1 人につき 2 万円を上乗せして支給するものです。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

児童 1 人につき 2 万円

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日から 3 ～ 4 週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- 令和 6 年 12 月 13 日時点で魚津市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員が令和 6 年度住民税非課税者である世帯。

加算対象となる児童

- 支給対象世帯の世帯員で、同一世帯内で扶養されている 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降の児童）

世帯に課税者からの扶養を受けている方がいる場合
支給対象となりません。



受給には手続きが必要です

順次確認書が届きます

申請期限：令和 7 年 6 月 30 日（月）当日消印有効

詳しくは裏面へ



給付金の支給手続き

●令和6年度住民税非課税世帯で18歳以下の児童を扶養されている世帯

- ・世帯主あてに、給付内容や確認事項が書かれた「**確認書（封筒）**」が届きます。
- ・確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに、返信用封筒により返送してください。返送期限は令和7年6月30日（月）です。（当日消印有効）

※確認書を返送していただいた方から、順次振込予定です。

●令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯や未申告者がいる世帯

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - ・申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、社会福祉課（1階⑦番窓口または⑧番窓口）へご提出ください。提出期限は令和7年6月30日（月）です。
- ※未申告の方は、令和6年度の住民税申告または所得税確定申告が必要です。

添付書類

- ・マイナンバーカードの表面、運転免許証等の本人確認書類のコピー
- ・通帳、キャッシュカード等の振込口座が確認できる書類のコピー
- ・住民税非課税証明書等のコピー（該当世帯のみ）

注意

例外として、基準日（令和6年12月13日）の翌日以降に生まれたお子さまも対象となります。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、魚津市社会福祉課（1階⑦番窓口または⑧番窓口）へご提出ください。

！虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

給付金の「**振り込め詐欺**」や
「**個人情報の詐取**」にご注意
ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課
魚津市釈迦堂一丁目10番1号
受付時間 平日8:30～17:15
支援給付金窓口 TEL 0765-22-3273
保護係 TEL 0765-23-1077
福祉係 TEL 0765-23-1005